

〔H3022〕 建築士法

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の管理建築士の氏名について変更があったときは、2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 管理建築士が総括する技術的事項には、他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成が含まれる。
4. 都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、一級建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書等の物件を検査させることができる。

〔H3022〕 正答 1

1. 誤り。士法24条2項により、管理建築士は、「建築士」として3年以上、規則20条の4に定める業務（設計、工事監理、工事契約事務、工事指導監督、調査又は鑑定、手続の代理）に従事した後、法別表3の管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。したがって、「一級建築士」として3年以上である必要はない。また、業務は、設計又は工事監理に限定されていない。
2. 正しい。士法23条の5第1項及び同法23条の2第四号により、建築士事務所の開設者は、管理建築士の氏名が変更した場合は、2週間以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
3. 正しい。士法24条3項各号により、管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、設問の「他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成」は同項三号に規定されている。なお、同条4項により、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合は、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとされている。
4. 正しい。士法26条の2第1項により、都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。